

「旅館業法施行細則」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(許可申請)</p> <p>第1条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）</p> <p>第3条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第10条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類</p> <p>第2条 前条の申請をした者が営業施設を新たに建築しようとする者であるとき、又は現に建築中の者であるときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受けた後、速やかにその写しを添えて様式第2号により知事に届け出なければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第6条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条及び第4条の申請書に記載した事項の変更の届出をするときは、様式第6号による届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>(許可申請)</p> <p>第1条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）</p> <p>第3条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類及び図面を添附して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し_____</p> <p>—</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第10条第1号_____の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類</p> <p>第2条 前条の申請をした者が営業施設を新たに建築しようとする者であるとき、又は現に建築中の者であるときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項_____の検査済証の交付を受けた後、速やかにその写しを添えて様式第2号により知事に届け出なければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第6条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条及び第4条の申請書に記載した事項の変更の届出をするときは、様式第6号による届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p>

(2) 省略

(3) 前号に規定する変更以外の変更をしたときは、変更の内容を証する書類

(水質基準)

第10条 旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。）第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

(1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1・2 省略		
3 水素イオン濃度指数（pH）	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法_____
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつて	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつて	全有機炭素計測定法又は滴定法

(2) 営業者（法人にあつては、代表者）の氏名を変更したときは、戸籍抄本

(3) 法人である営業者が定款又は寄附行為を変更したときは、変更に係る定款又は寄附行為の写し

(4) 省略

(水質基準)

第10条 旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。）第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

(1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1・2 省略		
3 水素イオン濃度指数（pH）	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
4 有機物等（過マンガン酸		_____ 滴定法

○C)の量)又は過マンガ ン酸カリ ウム消費 量	は1リットルに つき3ミリグラ ム以下、過マン ガン酸カリウム 消費量にあつて は1リットルに つき10ミリグラ ム以下であるこ と。	
5 大腸菌	検出されないこ と。	<u>特定酵素基質培地法</u>
6 レジオ ネラ属菌	100ミリリット ルにつき10C F U未満であるこ と。	<u>ろ過濃縮法（これにより難い 場合にあつては、冷却遠心濃 縮法）</u>

備考 省略

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 省略		
------	--	--

カリウム 消費量)		
	1リットルに つき10ミリグラ ム以下であるこ と。	
5 大腸菌 群	検出されないこ と。	<u>乳糖ブイヨンーブリリアント グリーン乳糖胆汁ブイヨン培 地法又は特定酵素基質培地法</u>
6 レジオ ネラ属菌	100ミリリット ルにつき10C F U未満であるこ と。	<u>冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮 法</u>

備考 省略

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 省略		
------	--	--

2 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては1リットルにつき8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法
3 省略		
4 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	ろ過濃縮法(これにより難しい場合にあつては、冷却遠心濃縮法)

2 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		滴定法
	1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	
3 省略		
4 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

2 営業者は、前項に規定する検査を依頼するに当たっては、精度管理(検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。)を行つている検査機関に依頼するよう努めるものとする。

(残留塩素濃度)

第11条 条例第4条の表第3の項第11号の規則で定める残留塩素濃度は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 遊離残留塩素濃度は、1リットルにつき0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットルにつき1ミリグラムを超えない

ものであること。

(2) 結合塩素のモノクロラミン濃度は、1リットルにつき3ミリグラム程度を保つものであること。

第12条 省略

様式第1号（第1条関係） 旅館業営業許可申請書

省略

愛媛県収入証紙貼付欄

注1～3 省略

4 添付書類

(1)～(3) 省略

(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(5) 省略

(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が旅館業法施行細則（昭和32年愛媛県規則第50号）第10条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第2号（第2条関係） 旅館業営業施設完成届出書

省略

注1 省略

2 添付書類

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し

様式第6号（第6条関係） 旅館業営業（許可・承継承認）申請書

第11条 省略

様式第1号（第1条関係） 旅館業営業許可申請書

省略

愛媛県収入証紙ちよう付欄

注1～3 省略

4 添付書類

(1)～(3) 省略

(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し_____

(5) 省略

(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が旅館業法施行細則（昭和32年愛媛県規則第50号）第10条第1号_____の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第2号（第2条関係） 旅館業営業施設完成届出書

省略

注1 省略

2 添付書類

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項_____の検査済証の写し

様式第6号（第6条関係） 旅館業営業（許可・承継承認）申請書

記載事項変更届出書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

(1) 省略

(2) 省略

(3) (2)に規定する変更以外の変更の場合にあつては、変更の内容を証する書類

様式第10号（第9条関係） 宿泊者名簿

宿 泊 者 名 簿

投宿月日時 出発月日時	前夜宿 泊地名	行 先 地 名	住 所	職 業	省 略

1～3 省略

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

記載事項変更届出書

省略

注1・2 省略

3 添付書類

(1) 省略

(2) 営業者（法人にあつては、代表者）の氏名の変更の場合にあつては、戸籍抄本

(3) 定款又は寄附行為の変更を伴う場合にあつては、変更に係る定款又は寄附行為の写し

(4) 省略

様式第10号（第9条関係） 宿泊者名簿

宿 泊 者 名 簿

投宿月日時 出発月日時	前夜宿 泊地名	行 先 地 名	住 所	職 業	性 別	省 略

1～3 省略